

## 別紙

### 1 事件の内容

中央保育所で起きた誤嚥事故に係る損害賠償請求事件

### 2 損害賠償の相手方

中央保育所に入所していた児童及びその親族

### 3 和解の要旨

- (1) 市は、本件に係る控訴審判決において保育所の所長等の管理職員の過失が認定されたことを踏まえ、相手方に対し、本件事故について市に法的責任があることを認め、謝罪する。また、市は、当時の第三者委員会（保育施設等重大事故検証部会）の結論に依拠した結果、本件事故に伴う損害の賠償に時間を要したことを謝罪する。
- (2) 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、既払金のほか 20,303,895 円の支払義務があることを認める。
- (3) 市は、相手方に対し、本件事故に関する訴訟費用として、854,629 円の支払義務があることを認める。
- (4) 市は、相手方に対し、(2)及び(3)の金員を、相手方指定の銀行口座に送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (5) 相手方は、市に対し、その余の請求を放棄する。
- (6) 市及び相手方は、市と相手方の間には、本件事故に関し、本件和解に係る合意条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 4 損害賠償額

- (1) 損害賠償金 20,303,895 円
- (2) 訴訟費用 854,629 円